

平成26年度決算に基づく健全化判断比率等について

平成27年9月9日 総務課

1. 健全化判断比率（町財政の早期健全化・再生に関する指標）

平成26年度決算に基づく「健全化判断比率」は、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回っています。

これまで、財政の健全運営に努めてきた結果が反映されたものとなっています。

	朝日町	早期健全化基準
実質赤字比率	－（なし）	15%
連結実質赤字比率	－（なし）	20%
実質公債費比率	1.4%	25%
将来負担比率	－（なし）	350%

2. 資金不足比率（公営企業の経営健全化に関する指標）

各公営企業における「資金不足比率」については、平成26年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。

これまで各公営企業において健全経営に努めてきた結果、及び、一般会計からの適切な繰り出し補助を行ってきた結果が反映されたものとなっています。

特別会計の名称	朝日町	経営健全化基準
水道事業会計	－（なし）	20%
病院事業会計	－（なし）	
集落排水事業特別会計	－（なし）	

- 早期健全化基準は「イエローカード」、財政再生基準は「レッドカード」にたとえられますが、財政再生基準以上となった場合は当然のこととして、早期健全化基準以上となっても、財政運営は危機的状況にあると言えます。朝日町は、早期健全化基準を大きく下回り、「健全段階」となります。しかし、財政状況を考えるときは、他の財政指標等も合わせて考える必要があります。朝日町は、特に財政力指数（平成26年度0.20）、経常収支比率（平成26年度82.7%）が良くありません。これまで、人件費・公債費等の経常経費の削減に努めて来ましたが、少子高齢化・定住・経済対策等に要する経費の増加、更には、景気低迷による町税や地方交付税の伸び悩みにより、今後とも厳しい財政運営となる見込です。持続可能な財政運営を行うため、引き続き、財政の健全性を保つよう努める必要があります。

1 健全化判断比率について（平成 26 年度決算）

（1）実質赤字比率

朝日町	早期健全化基準	財政再生基準
－%（なし）	15%	20%

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率です。

赤字が生じたら早期解消を図る必要があります。

《参考》

朝日町の一般会計等とは、一般会計のみで、実質黒字のため、実質赤字比率は該当なし

一般会計の実質黒字額 379,543 千円

標準財政規模 3,159,302 千円（臨時財政対策債 169,400 千円を含む）

実質黒字の程度（比率）12.01%

（25年度 11.82%、24年度 12.18%、23年度 12.27%）

（2）連結実質赤字比率

朝日町	早期健全化基準	財政再生基準
－%（なし）	20%	30%

全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率です。

比率がある場合は、赤字の会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

《参考》

朝日町は全会計とも、実質黒字または資金剰余のため、連結実質赤字比率は該当なし

一般会計等

一般会計 379,543 千円（実質黒字額）

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計

国民健康保険特別会計 75,233 千円（実質黒字額）

介護保険特別会計 14,575 千円（実質黒字額）

後期高齢者医療特別会計 413 千円（実質黒字額）

公営企業

法適用企業

水道事業会計 353,635 千円（資金剰余額）

病院事業会計 426,575 千円（資金剰余額）

法非適用企業

集落排水事業特別会計 ±0 千円（実質黒字額）

合計 1,249,974 千円

連結実質黒字の程度（比率）39.56%

（25年度 40.03%、24年度 40.15%、23年度 37.86%）

(3) 実質公債費比率

朝日町	早期健全化基準	財政再生基準
1.4%	25%	35%

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率です。

18%を超えると起債の発行に許可が必要となり、25%を超えると一部の起債の発行が制限されます。

(25年度 3.5%、24年度 5.5%、23年度 7.3%)

(4) 将来負担比率

朝日町	早期健全化基準
-% (なし)	350%

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率です。

これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

(25年度 -%(なし)、24年度 -%(なし)、23年度 -%(なし))

2 公営企業の資金不足比率について (平成 26 年度決算)

特別会計の名称	朝日町	経営健全化基準
水道事業会計	-% (なし)	20%
病院事業会計	-% (なし)	
集落排水事業特別会計	-% (なし)	

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率です。経営健全化基準 (20%) 以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

《参考》

朝日町は全公営企業とも、資金不足比率は該当ありません。

特別会計の名称	資金剰余額 (千円)	事業の規模 (千円)	資金剰余の 程度 (%)
水道事業会計	353,635	157,813	224.1
病院事業会計	426,575	506,341	84.2
集落排水事業特別会計	0	12,230	-

(25年度：水道 206.5%、病院 84.6%、集落排水 66.4%
24年度：水道 185.0%、病院 76.1%、集落排水 51.5%
23年度：水道 163.7%、病院 66.3%、集落排水 34.6%)

(参考1)

1. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月制定)の概要

(1) 目的

- ・地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表により、当該比率に応じた財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図る。

(2) 健全化判断比率等の公表

- ・健全化判断比率等については、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならない。
- ・公表は、平成19年度決算から、当該比率のいずれかが基準以上である場合の財政健全化計画及び財政再生計画の策定の義務付けは、平成20年度決算から適用される。

(3) 財政健全化への取組

区分	取組内容
早期健全化段階	◎財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に財政の健全化を図る。 ①財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、当該計画を定めるに当たっては、外部監査を受けなければならない。 ②健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければならない。 ③早期健全化が著しく困難と認められるときは、国・県から必要な勧告を受ける。
財政再生段階	◎財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的に財政の健全化を図る。 ①財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、当該計画を定めるに当たっては、外部監査を受けなければならない。 ②再生計画について、県知事をつうじて総務大臣に協議し同意を求めることができる。 ※同意なし→災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限される。 ※同意あり→収支不足を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債が可能となる。 ③財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、総務大臣から予算の変更等必要な措置が勧告される。
公営企業の経営健全化段階	早期健全化段階と同様の取り組み

(参考2)

○健全化判断比率・資金不足比率の算定式

1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び一般会計等に係る特別会計の実質赤字額
一般会計等に係る特別会計：なし
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：①+②の合計額
 - ①一般会計及び公営事業（公営企業以外）に係る特別会計の実質赤字額
公営事業（公営企業以外）に係る特別会計：国民健康保険特別会計、
老人保健特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計
 - ②公営企業に係る特別会計の資金不足額
公営企業に係る特別会計：水道事業会計、病院事業会計、
集落排水事業特別会計

3 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る} \\ &\quad \text{基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る} \\ &\quad \text{基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}$$

(3カ年平均)

- 準元利償還金：①～⑤の合計額
 - ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
 - ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
対象公営企業：水道事業、病院事業、集落排水事業
 - ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金

対象組合等：西村山広域事務組合

- ④ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
- ⑤ 一時借入金の利子
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの

4 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：①～⑧の合計額
 - ① 一般会計等の平成 25 年度末地方債現在高
 - ② 一般会計等の債務負担行為に基づく支出予定額
 - ③ 公営企業債の償還に係る一般会計等からの繰出見込額
対象公営企業：水道事業、病院事業、集落排水事業
 - ④ 組合等が起こした地方債の償還に係る町の負担等見込額
対象組合等：西村山広域事務組合
 - ⑤ 退職手当支給予定額に係る負担見込額
(一般会計等の全職員が年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額)
 - ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
対象法人：なし
 - ⑦ 連結実質赤字額
 - ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
対象組合等：なし
- 充当可能財源等：⑨～⑪の合計額
 - ⑨ 地方債の償還額等に充当可能な基金
対象基金：公営企業に設けられた基金以外の全ての基金の現金・預金の額
 - ⑩ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
対象歳入：地域総合整備資金貸付償還金、町営住宅使用料
 - ⑪ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額
今後、地方交付税の算定上、元利償還金及び準元利償還金に対し、基準財政需要額に算入される見込の額

5 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額

地方公営企業法適用企業（水道事業、病院事業）

資金の不足額 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために
起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

地方公営企業法非適用企業（集落排水事業）

資金の不足額 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の
経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)
- 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額
が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

○事業の規模

法適用企業 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額
- 受託工事収益に相当する収入の額